

答 申 第 2 5 号
平成26年10月7日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成26年3月4日付け青公委第193号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

理由説明書のうち別添1の資料についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成25年12月16日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青公委第159号 平成25年12月11日 別添1「爆サイ.c o m」の写し 部分」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成25年12月11日付け青公委第159号により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ提出した理由説明書のうち別添1の資料（「爆サイ.c o m」の写し）」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書のうち「爆サイ.c o m（掲示板サイト）」の内容がわかる部分について、条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月25日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年1月31日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

一部開示決定を取り消し、請求人が開示請求した行政文書を開示せよ、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「爆サイ. com」の文字以外のすべての内容が条例第7条第3号に該当するとは到底考えられない。特別な手続きが無くても閲覧できるサイトに個人に関する情報、個人を識別できる情報だけが記載されているはずがない。その他の記述がない根拠が示されていない。
- (2) 裁判所における裁判記録の閲覧やインターネット検索という特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるが、「他の情報」に含まれないのであれば、開示の対象となる。
- (3) 慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、警察職員の氏名のように実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって提供した情報を基に作成された、今回のように行政不服審査法上の文書に個人に無断で例示として記載利用されているものは慣行として公にされているものと認められる。
- (4) 個人が管理するブログ、Twitter等とは異なる。掲示板運営会社が管理する。誰でも書き込みができ、個人情報かは甚だ不明である。
- (5) 投稿者及び投稿の対象となっている当該裁判の原告の知人、近親者等が既に保有しているまたは入手できる他の情報によって投稿者が誰であるかを特定できるかは甚だ不明である。
- (6) 青森県を被告とした警察関連裁判2件に関する投稿文は青森県の行政情報である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第3号本文該当性

本件行政文書を公にすると、

- 投稿者及び投稿の対象となっている当該裁判の原告（以下「投稿者等」という。）の知人、近親者等が既に保有している又は入手できる他の情報によって、投稿者等が誰であるかを特定することができること
- 投稿者の人生観、思想、信条、内心等の個人の属性に関する情報が開示されることとなること
- 投稿者が特定できないとしても他の掲示板、特定のブログ等に転載され、情報が拡散し、投稿や転載された記事に対し、誹謗、中傷等のコメントが書き込まれ投稿者の精神的負担が増加するなど権利利益を害するおそれがあること

などから、実施機関は、本件行政文書が条例第7条第3号本文に該当すると判断したものである。

そもそも電子掲示板は、投稿者や書き込みの対象となる者の意思とは無関係に不利益な情報を勝手に付け加えられて伝播するなどのおそれがあるものであり、また、本件行政文書を開示した場合、開示されている部分の文章等をそのまま入力して検索することにより、本件行政文書のURLを開示してしまったことと同様の結果となってしまう、更に、伝播性の強い「紙」で交付することとなるため、実施機関は、タイトル部分を除き全て不開示としたものである。

2 条例第7条第3号ただし書該当性

実施機関は、

- 前述したように、誰でも随時書き込みすることができる電子掲示板に蓄積された情報は極めて膨大であり、また、掲示板運営サイトの数も多く、その中の特定のサイトの特定の書き込み自体が、一般に広く知り得るものであるとはいえず、特別に探索の目的をもって検索しなければ発見できないこと
- 書き込んだ者による削除、訂正が容易であり、書き込み内容が継続して同一であるとは限らないこと
- 書き込み内容によっては、運営会社による削除措置が行われること

などを鑑みると、インターネット上に存在することのみをもって「公衆が知り得る状態に置かれている」という判断を軽々にするべきではなく、条例第7条第3号ただし書に該当するということはできないと判断したものである。

また、口及びハに該当しないことは明らかである。

3 以上述べたように、本件行政文書を開示した場合、投稿者の人生観、思想、信条、内心等の個人に関する情報が公になるほか、投稿者等の知人、近親者等により、投稿

者等が特定されて、結果として本件行政文書に記載された当該裁判原告の人生観、思想、信条、内心その他の個人の属性に関する情報が公になることとなる。

投稿者が特定されなくても、電子掲示板は無責任に個人に関する情報が書き込まれやすく、権利侵害情報が書き込まれた場合は管理者権限で削除される場合もあるが、公的機関が設けている掲示板とは異なり削除されずに残存している場合がほとんどであり、人生観、思想、信条、内心その他の個人の属性に関する情報等に対して、無関係の第三者等による拡散、炎上等により、投稿者の権利利益が侵害されるおそれがある。

また、本件行政文書のような電子掲示板に蓄積された情報は極めて膨大であり、特定の書き込みについては、特別に探索の目的をもって検索しなければ発見できないほか、その掲示内容は削除、書き込みなどにより、継続して同一であるとは限らない。

よって、実施機関は、本件行政文書が、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないと判断したものである。

なお、実施機関が当該裁判に係る投稿文及び当該投稿文に対するコメント以外の、URL、スレッド番号、レス番号、書き込みの年月日時刻及び広告などの部分についても不開示としたのは、

- 当該掲示板の膨大なページの中から、ヒントを全く持たずに検索しても、本件行政文書のページを探し当てるのは困難であるが、
- 本件行政文書の一部を開示すれば、当該一部分に記載されたキーワードで検索することにより当該ページの発見に至り、
- 結果として、本件行政文書を開示するのと同じの結果となることから、写しの全部を不開示とするのが相当であると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件処分に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、諮問実施機関が平成25年12月11日付け青公委第159号により当審査会に提出した理由説明書に別添1として添付した資料で、インターネット上に存在する電子掲示板である「爆サイ. com」という名称のサイトの一部の写しである。

(2) 実施機関は、本件行政文書のうちサイトのタイトル部分（「爆サイ. com東北版青森雑談」、「爆サイ. com総合版」）及び実施機関が施した「別添1」の表示を開示する一方、次に掲げる部分などそれ以外の部分（以下「本件情報」という。）について、条例第7条第3号に該当する情報が記録されているとして、不開示とした。

不開示とした部分のうち主なものは、諮問実施機関によると、次のとおりである。

ア 青森県を被告とした警察関連裁判2件(以下「当該裁判」という。)に関する投稿文（以下「当該投稿文」という。）

イ 当該投稿文に対するコメント（以下「当該コメント」という。）

ウ 当該投稿文が記載されているページのURL

エ 投稿文に付与された「スレッド番号」及び書き込みの年月日時刻

オ コメントに付与された「レス番号」及び書き込みの年月日時刻

カ 広告

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としており、審査請求人は、本件情報を同号に該当しない旨を主張しているので、以下、本件情報の同号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

条例第7条第3号本文の趣旨は、次のとおりである。

ア 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ このうち、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照

合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

ウ 次に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

(2) 本件情報について

ア 本件情報は「個人に関する情報」に該当するか。

(ア) 諮問実施機関は、本件情報について、投稿者及び投稿文の対象となっている当該裁判の原告の個人情報であるとし、当該投稿文及び当該コメント(以下「当該投稿文等」という。)については、「投稿者(以下「当該投稿者」という。)の人生観、思想、信条、内心その他の個人の属性に関する情報」であると述べ、「当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分は、当該裁判の原告の個人に関する情報」でもであると述べている。

(イ) 当該投稿文等は、電子掲示板に書き込まれた個人の投稿文であるので、「個人に関する情報」であると認められ、また、当該投稿文中の当該裁判に関する部分も、特定の個人が裁判を起こしたという情報であるので、当該裁判の原告の「個人に関する情報」であると認められる。

イ 本件情報は、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するか。

(ア) 本件情報について、当該投稿文等は、電子掲示板に書き込まれた投稿文であるが、匿名のものである。また、当該投稿文中の当該裁判に関する部分も、当該裁判に関する特定の個人を識別することができる内容までは記載されていないものと認められる。

(イ) よって、本件情報は、「特定の個人を識別することができるもの」には該当しないと認められる。

ウ 本件情報は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか。

(ア) 諮問実施機関は、本件情報について、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張し、「電子掲示板には、投稿者本人の個人に関する情報のみならず、投稿者以外の者の個人に関する情報についても、不用意に、あるいは無責任に、時には悪意を持って書き込まれやすく、個人に関する情報が電子掲

示板に掲載されているからといって、必ずしも投稿者又は個人に関する情報を書き込まれた者が、当該情報を公衆に広く公表、公開されることを望んでいるものとは限らない」と述べている。

(イ) 投稿者本人に関する情報について

- a 諮問実施機関は、当該投稿文等については、当該投稿者の知人、近親者等が既に保有している又は入手できる他の情報によって、当該投稿者が誰であるかを特定され得るほか、仮に当該投稿者が誰であるかを特定できないとしても、当該投稿者の個人に関する情報が開示されれば、開示されたことをきっかけとして、他の掲示板、特定のブログ等に転載されるなどして情報が拡散し、投稿や転載された記事に対し、誹謗、中傷等のコメントが書き込まれ当該投稿者の精神的負担が増加するなど、当該投稿者の権利利益を害するおそれがある旨を述べている。
- b しかし、本件電子掲示板とは、インターネット上において、不特定多数の者が自由に閲覧できる場で、投稿者が自由に文章を書き込むことができるというものである。そして、本件情報を見分したところ、当該投稿文等は、そもそも、不特定多数の者に呼びかけ、情報提供を求めるという内容のものであると認められる。このような電子掲示板に情報の提供を依頼する書き込みをする、あるいはそれに対する応答をするということは、投稿者において当該情報が不特定多数の者に広く閲覧されることを当然の前提としているものと認められる。
- c 従って、投稿者本人が自ら書き込んだ情報については、ネット上で開示されることを前提としているものであって、条例に基づいて開示されたとしても、これによって新たに権利利益の侵害が発生するとは認められない。

(ウ) 投稿者以外の者に関する情報について

- a 投稿者以外の者に関する情報とは、当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分である。

諮問実施機関は、当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分についても、「当該裁判の原告の知人、近親者等が既に保有している又は入手できる他の情報によって、当該裁判の原告が誰であるかを特定され得るほか、仮に当該裁判の原告が誰であるかを特定できないとしても、当該投稿文が開示されれば、開示されたことをきっかけとして、他の掲示板、特定のブログ等に転載されるなどして情報が拡散し、投稿や転載された記事に対し、誹謗、中傷等のコメントが書き込まれ当該裁判の原告の精神的負担が増加するなど、当該裁判の原告の権利利益を害するおそれがある」と述べている。

- b しかしながら、本件情報を見分したところ、諮問実施機関が「当該裁判の内容に関する部分」と説明する部分とは、訴訟の具体的な内容に関する記載がある訳ではなく、事件の種類と当該裁判が提起された旨等が記載されているに過ぎない。確かに当該情報が公にされることにより、当該裁判の原告の

知人、近親者等によって、これが当該裁判の原告に関する記載であることが推測される場合がないとは言えない。しかし、そもそも裁判は公開の手続を取るものであることに加え、当該裁判が青森県を被告としたものであることを考慮すると、特定個人が当該裁判を提起したという事実自体が他者に知られることは、当該裁判の原告にとって、受忍すべきことであると認められる。

c 従って、投稿者以外の者に関する情報についても、これが条例によって開示されたとしても、新たに権利利益の侵害が発生するとは言えない。

(エ) よって、本件情報は、いずれも「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないと認められる。

エ 以上から、本件情報は、「個人に関する情報」であるが、「特定の個人を識別することができるもの」ないし「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないため、条例第7条第3号本文には該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当せず、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3 月 4 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 3 月 26 日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 4 月 14 日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成26年 5 月 16 日 (第43回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 6 月 9 日	・ 諮問実施機関からの意見書を受理した。
	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成26年 6 月 20 日 (第44回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 7 月 9 日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
平成26年 7 月 18 日 (第45回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 8 月 29 日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 8 月 29 日	・ 諮問実施機関からの意見書を受理した。
平成26年 9 月 22 日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
平成26年 9 月 24 日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成26年10月 7 日現在)